

## 運営委員会運営規程（案）

（規程の目的）

**第1条** 東京地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）における審議の基本的な進め方について審議する東京地方最低賃金審議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議事運営は、この規定の定めるところによる。

（組織）

**第2条** 運営委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各3名をもって組織する。

2 運営委員長職務は、公益を代表する委員の互選により選任された委員が行う。

3 運営委員長に事故あるときは、公益を代表する委員の互選により運営委員長職務を代理する者を選任する。

（会議の招集）

**第3条** 運営委員会の会議は、運営委員長が必要と認めたとき招集する。

2 運営委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（会議の開催）

**第4条** 運営委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、全会一致により決することを旨とする。なお、議を尽くした後、止むを得ない場合においては、各側2名以上の賛成をもって議決とすることができる。

（委員の欠席）

**第5条** 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営委員長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ運営委員長に通知しなければならない。

（委員長の職務）

**第6条** 運営委員長は、会議の議長となり議事を整理し、議事録に署名する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、運営委員長の許可を受けるものとする。

（報告書の提出）

**第7条** 運営委員長は、会議の審議結果について、適宜東京地方最低賃金審議会に報告するものとする。

（規程の改廃）

**第8条** この規程で定める他、運営委員会の議事運営の必要な事項は、運営委員長が運営委員会に諮って定める。

2 この規定の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成13年5月21日から施行する

附 則 平成27年@月@日、一部改正

## 【 運営委員会 】 運営規程（案） 新旧対照表

新	旧
<p>(規程の目的)</p> <p><b>第1条</b> 東京地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）における審議の基本的な進め方について審議する東京地方最低賃金審議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議事運営は、この規定の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 運営委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員、各3名をもって組織する。</p> <p>2 <u>運営委員長</u>の職務は、<u>公益を代表する委員の互選により選任された委員が行う。</u></p> <p>3 運営委員長に事故があるときは、公益を代表する委員の互選により運営委員長の職務を代理する者を選任する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p><b>第3条</b> 運営委員会の会議は、運営委員長は必要と認めたととき召集する。</p> <p>2 運営委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。</p> <p>(会議の開催)</p> <p><b>第4条</b> 運営委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員の各3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 運営委員会の議事は、全会一致のより決することを旨とする。なお、議を尽くした後、止むを得ない場合においては、各側2人以上の賛成をもって議決とすることができる。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p><b>第5条</b> 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営委員長に通知しなければならない。</p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ運営委員長に通知しなければならない。</p> <p>(委員長の職務)</p> <p><b>第6条</b> 運営委員長は、会議の議長となり議事を整理し、議事録に署名する。</p> <p>2 委員は、会議において発言しようとするときは、運営委員長の許可を受けるものとする。</p>	<p>(規程の目的)</p> <p><b>第1条</b> 東京地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）における審議の基本的な進め方について審議する東京地方最低賃金審議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議事運営は、この規定の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 運営委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員、各3名をもって組織する。<u>この場合、公益を代表する委員には東京地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>運営委員長の職務は、会長が行う。</u></p> <p>3 運営委員長に事故があるときは、公益を代表する委員の互選により運営委員長の職務を代理する者を選任する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p><b>第3条</b> 運営委員会の会議は、運営委員長は必要と認めたととき召集する。</p> <p>2 運営委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。</p> <p>(会議の開催)</p> <p><b>第4条</b> 運営委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員の各3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 運営委員会の議事は、全会一致のより決することを旨とする。なお、議を尽くした後、止むを得ない場合においては、各側2人以上の賛成をもって議決とすることができる。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p><b>第5条</b> 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営委員長に通知しなければならない。</p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ運営委員長に通知しなければならない。</p> <p>(委員長の職務)</p> <p><b>第6条</b> 運営委員長は、会議の議長となり議事を整理し、議事録に署名する。</p> <p>2 委員は、会議において発言しようとするときは、運営委員長の許可を受けるものとする。</p>

(報告書の提出)

**第7条** 運営委員長は、会議の審議結果について、適宜東京地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

**第8条** この規程で定める他、運営委員会の議事運営の必要な事項は、運営委員長が運営委員会に諮って定める。

2 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年5月21日から施行する。  
附則 平成27年@月@0日、一部改正。

(報告書の提出)

**第7条** 運営委員長は、会議の審議結果について、適宜東京地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

**第8条** この規程で定める他、運営委員会の議事運営の必要な事項は、運営委員長が運営委員会に諮って定める。

2 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年5月21日から施行する。

## 検討委員会運営規程（案）

（目的）

- 第1条** 東京地方最低賃金審議会における議決に基づき、当審議会から付託された事項について検討する。
- 2 検討委員会の議事運営は、この規程の定めるところによる。

（組織）

- 第2条** 検討委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各3名をもって組織する。
- 2 検討委員長の職務は、公益を代表する委員の互選により選任された委員が行う。
  - 3 検討委員長に事故あるときは、公益を代表する委員の互選により検討委員長の職務を代理する者を選任する。

（会議の招集）

- 第3条** 検討委員会の会議は、検討委員長が必要と認めるとき招集する。
- 2 検討委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（会議の開催）

- 第4条** 検討委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 検討委員会の議事は、全会一致により決することを旨とするが、議を尽くした後、止むを得ない場合においては、各側2名以上の賛成をもって議決とすることができる。

（委員の欠席）

- 第5条** 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を検討委員長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ検討委員長に通知しなければならない。

（委員長の職務）

- 第6条** 検討委員長は、会議の議長となり議事を整理し、議事録に署名する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、検討委員長の許可を受けるものとする。

（報告書の提出）

- 第7条** 検討委員長は、会議の審議結果について、適宜東京地方最低賃金審議会に報告するものとする。

（規程の改廃）

- 第8条** この規程で定める他、検討委員会の議事運営の必要な事項は、検討委員長が検討委員会に諮って定める。
- 3 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成13年11月22日から施行する

附 則 平成27年@月@日、一部改正

【 検討委員会 】 運営規程（案） 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> 東京地方最低賃金審議会における議決に基づき、当審議会から負託された事項について検討する。</p> <p>2 検討委員会の議事運営は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 検討委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員、各3名をもって組織する。</p> <p>2 <u>検討委員長</u>の職務は、<u>公益を代表する委員の互選により選任された委員が行う。</u></p> <p>3 検討委員長に事故があるときは、公益を代表する委員の互選により検討委員長の職務を代理する者を選任する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p><b>第3条</b> 検討委員会の会議は、検討委員長は必要と認めたととき召集する。</p> <p>2 検討委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。</p> <p>(会議の開催)</p> <p><b>第4条</b> 検討委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員の各3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 検討委員会の議事は、全会一致のより決することを旨とする。なお、議を尽くした後、止むを得ない場合においては、各側2人以上の賛成をもって議決とすることができる。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p><b>第5条</b> 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を検討委員長に通知しなければならない。</p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ検討委員長に通知しなければならない。</p> <p>(委員長の職務)</p> <p><b>第6条</b> 検討委員長は、会議の議長となり議事を整理し、議事録に署名する。</p> <p>2 委員は、会議において発言しようとするときは、検討委員長の許可を受けるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> 東京地方最低賃金審議会における議決に基づき、当審議会から負託された事項について検討する。</p> <p>2 検討委員会の議事運営は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p><b>第2条</b> 検討委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員、各3名をもって組織する。<u>この場合、公益を代表する委員には東京地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）を含むものとする。</u></p> <p>2 <u>検討委員長の職務は、会長が行う。</u></p> <p>3 検討委員長に事故があるときは、公益を代表する委員の互選により検討委員長の職務を代理する者を選任する。</p> <p>(会議の招集)</p> <p><b>第3条</b> 検討委員会の会議は、検討委員長は必要と認めたととき召集する。</p> <p>2 検討委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。</p> <p>(会議の開催)</p> <p><b>第4条</b> 検討委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員および公益を代表する委員の各3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 検討委員会の議事は、全会一致のより決することを旨とする。なお、議を尽くした後、止むを得ない場合においては、各側2人以上の賛成をもって議決とすることができる。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p><b>第5条</b> 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を検討委員長に通知しなければならない。</p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ検討委員長に通知しなければならない。</p> <p>(委員長の職務)</p> <p><b>第6条</b> 検討委員長は、会議の議長となり議事を整理し、議事録に署名する。</p> <p>2 委員は、会議において発言しようとするときは、検討委員長の許可を受けるものとする。</p>

(報告書の提出)

**第7条** 検討委員長は、会議の審議結果について、適宜東京地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

**第8条** この規程で定める他、検討委員会の議事運営の必要な事項は、検討委員長が検討委員会に諮って定める。

2 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年5月21日から施行する。  
附則 平成27年@月@日、一部改正。

(報告書の提出)

**第7条** 検討委員長は、会議の審議結果について、適宜東京地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

**第8条** この規程で定める他、検討委員会の議事運営の必要な事項は、検討委員長が検討委員会に諮って定める。

2 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年5月21日から施行する。